

藤原良経（一）

大岡 賢典

序章

新古今和歌集の名は、延慶両卿訴陳状^(一)に引く藤原定家の日記によると、当初は続古今和歌集と内々に議せられていた。これをいかが思うかという後鳥羽院の仰せを、藤原良経から伝えられた藤原親経は「続字、多其次撰時名也。今隔^ニ六代集[、]更撰^{〔続字〕}、若無理歟」として、新撰古今和歌集の名を申した。しかし、院をまじえての評定で、この名は紀貫之の古今和歌集からの秀歌撰である新撰和歌に近似するということ、名として四字は長すぎるということから、院は決定をくださなかった。入御の後、良経は新撰和歌がすこぶる不吉のものであるということ（この集は醍醐天皇の没後に成立した）により、これはふさわしくないといい、定家もそれに賛同した。

このような事由からか、八番目の勅撰和歌集は新古今和歌集と名付けられたが、この名にかかる経緯には、ひとつの強い意識が後鳥羽院以下にあつたようによめる。それは、冠する文字は「続」でも「新」でもさほど大きな差異はない、古今和歌集の名を継承すること自体に大きな意義があるのだという意識である。古今和歌集の名が紀友則や紀貫之らによつて、家集や旧歌を献じて続万葉集といつたんは名付けられ、「重有詔」^(二)の詔によつて部類の後に古今和歌集と名付けられた（古今和歌集真名序）、という程度の経緯からははかりえない意識の強さである。

では常に強くあつた古今和歌集に対する意識とは、具体的にはどのようなもののか。それは、勅撰和歌集として第一番目のことに対する尊崇の念であろう。あるいは後撰和歌集・拾遺和歌集、さらには伊勢物語や源氏物語をも含むことに対する意識である。

すべらぎはおこたるみちをまもり、ほしのくらゐはまつり^トことをたすけしきぎりをわすれずして、あめのしたしげきことわざ、くものうへのいにしへにもかはらざりければ、よろづのたみ、かすがののくさのなびかぬかたなく、よものうみあきつしまの月しづかにすみて、わかのうらのあとをたづね、しきしまの道をもてあそびつつ、この集をえらびてながきよにつたえむとなり、

ここには君臣の一致した仁政がおこなわれ、国内が平穏であることが勅撰和歌集の撰集を可能にする、ということが述べられている。この意識は、古今和歌集真名序の、

いますべらぎのあめのしたしらしめすことよりの時ここのかへりになむなりぬる、あまねきおほむうつくしみのなみやしまのほかまでながれ、ひろきおほむめぐみのかげつば山のふもとよりもしげくおはしまして、よろづのまつり^トをきこしめすいとまもろもうのことをすてたまはぬあまり

に、いにしへのことをもわすれじふりにしことをもおこしたまぶとて、いまもみそなはしのちの世にもつたはれとて、いう部分にみえる意識をうけつぐものであることはいうまでもない。もとより、この新古今和歌集両序の発言が古今和歌集以来の長い勅撰和歌集撰集の国家主義的発言の伝統にそつたものであることも、むしろその伝統を継承しようとしたものであることも、明白である。

しかし、新古今和歌集が撰集された時、世が平穏でなかつたということは、後鳥羽院をはじめとする京都の公家社会の者達がよく知つていたはずである。新古今和歌集の真名序は親経が、仮名序は良経が院の勅をこうむつて上進したものであるが、「みづからさだめ、てづからみがける」と院の親撰をのべ、「不_レ獨記_二仙洞無何之郷、有_二嘲風弄月之興、亦欲_レ呈_二皇家元久之歲、有_二溫_レ故知_二新之心」。修撰之趣、不_レ在_レ茲乎」と明確に「和歌よりも、国家の方に重点を置いての言」（窪田空穂『新古今和歌集評釈』）をしてゐる。論語の為政篇にある「温故知新」の語は、そこにおいては「可_ニ為師」とつづくが、真名序においてはそれだけの意味ではあるまい。実質的な政治権力をうしなつていた院が、和歌という伝統的文芸をもつてかつて存在した聖代への回帰をはかつていた、とよむべきではないか。少なくとも親経にはこの想像があつたのではないか。親経が勅撰和歌集の撰集行為を通じて院にみたものは、為政者として温故知新の精神にゆるぎのことであり、聖代への回帰の心であり、そのため勅撰和歌集撰集のことを新興武家集団の武力に対峙する力としたことであろう。だからこそ、院は竟宴以後も切継ぎを執拗に続けさせ、完璧を求めた。あるいは「わがくにやまとことははじまりてのち、くれたけのよよにかかるためしなむなかりける」という、「みづからさだめ、てづからみがけること」を、良経は仮名序に明記せねばならなかつた。このときすでに、院にとつて、あるいは京都の公家歌人のある者にとつても、勅撰和歌集の撰集とは、ただ単に「嘲風弄月之興」を記録し、伝えるものではない。古今和歌集撰集が「延喜のひじりのみよ」（古今和歌集仮名序）におこなわれたことを確認し、新古今和歌集撰集のおこなわれる当代の泰平を印象づけ、回復しようとするものであった。そこに、古今和歌集への強い意識の具体的なもののがある。

聖代にこそ勅撰和歌集の撰集があり、その第一番目の古今和歌集を意識する

こと。このことに新古今和歌集撰集の時をも聖代とみようとする意志があることは明らかであるが、古今和歌集への強い意識をもたらしたもののがいまひとつあるようである。それは先のものが政治的なものであるとすれば、文学的ともいうべき性格のものである。貫之は仮名序にいう。

今の世中いろにつき人の心花になりにけるよりあだなるうたはかなきことのみでくれば、いろごのみのいへにむもれ木の人しれぬこととなりてまめなるところには花すすきほにいだすことにもあらずなりにたり。

貫之は当代の和歌の墮落をなげき、晴の場にはだせないものと考えていた。その原因は、紀淑望が真名序に「自_ニ大津皇子、初作_ニ詩賦、詞人才子、慕_レ風継_ニ塵、移_ニ彼漢家之字、化_ニ我日域之俗、民業一改、和歌漸衰」と記したように、漢詩の流行になると理解されていた。だが、貫之は古今和歌集の撰集のことを、

このたびあつめらばれて山した水のたえずはまのまさ_ニのかずおほくつもりぬれば、いまはあすかがはのせになるうらみもきこえずさざれいしのはほどなるよろこびのみぞあるべき、（中略）つらゆきらがこの世におなじくむまれてこのことの時にあへるをなむよろこびぬる、人まろなくなりにたれどうたのことどまれるかな、

と評価する。和歌がとりもどした社会的地位とその継続を、そして勅撰和歌集の撰者となつたことを歓喜した。それは貫之ら地下の撰者たちが和歌をもつて宮廷につかえたことを考えるとき、みづからの存在を顕在化せんとする意図が透視できるのだが、この時和歌は晴の場にだせるものとしての地位をたしかに回復した。その後和歌は三百年の間に、社会的変化という他律性によつて、内部変革という自律性によつて、歌風の変化をとげ、十三世紀前後に新古今時代をむかえることになるが、古今和歌集が意識された要因のもうひとつはここにある。つまり、新古今時代の後鳥羽院や多くの歌人達にとつて、和歌を晴の場にだせるものとした古今和歌集は意識するに充分であつたのである。晴のものであるからこそ、そしてそれが長い豊かな伝統をもつ公家社会のものであるからこそ、武力という新たな力に対峙しうるものとして考えられたのである。

この二つのことから、新古今時代において古今和歌集は強く意識されつけた。もとよりその意識だけで古今和歌集に拮抗する文学的達成がもたらされた

わけではないが、「政権はすでに武門の手に帰して年久しく、その点からすでに衰世である」新古今時代、その「衰世にして唯一の文芸であった和歌を興隆させたということは、まさに異常なことである」（空穂同前）というほどのことが可能であった。

だが、いま問題なのは古今和歌集に対するこの二つの意識でも、勅撰和歌集としての新古今和歌集がもつ政治性自体の究明でもない。問題は、それらとかわって生きた公家歌人達とかれらの和歌とがその内部にどのような諸相をかえこんでいたか、そしていかなる文学的態度と方法とで新古今時代の和歌を古今和歌集のそれに拮抗しうるものにしたか、ということである。公家歌人達の生きる社会が、圧倒的に優位な武力を背景にして抬頭する武家集団によって動搖させられている日日。そこに生きねばならなかつた歌人達が表現した結果の和歌は、基本的には文学的鑑賞にたえうるものなのか、いかなる現実認識をもつものなのか、古今和歌集を意識しつつも、和歌の伝統などのようにかかわり、真の創造はどこにあるかを明らかにすることであろう。

新古今和歌集が先行する七つの勅撰和歌集と比して特長とする歌風は、ひとことでいえば余情妖艶であり、象徴的余情主義である。あるいは物語的・絵画的、あるいは幻想的・官能的といつてもいい。これらの新しい歌風は、新古今和歌集を構成する二千首近い和歌の一首一首が醸成するものであるとともに、撰者達の一首一首の鑑賞と熟慮ののちの有機的配列によるものである。そして、原初的には一首一首と、それを詠歌した歌人達の精神、あるいは詠歌すること自体へのかれらの文学的態度によるものである。したがつて、新古今和歌集の新しさを究明するには、新しい文学的素材やその方法だけではなく、新しい文学的態度を対象としなければならない。この文学的態度は、自然発生的なものではなく、生活する現実の社会的状況と詠じる和歌の和歌史的状況との間で形成確立するものである。だとすれば、社会的状況ということでは後は撰閑家の一員として直接に政治にかかわり、和歌史的状況ということでは後に六家集歌人に加えられるほどに詠歌した、その良経をてがかりにして新しい文学的態度を、さらにはその文学的方法や達成を究明しよう試みることは有益であるだろう。

はるたつこころをよみ侍りける

摂政太政大臣

(一)

みよしのは山もかすみて白雪のふりにしさとに春はきにけり

(一)

この新古今和歌集卷第一春歌上の巻頭歌の作者「摂政太政大臣」が、良経である。良経の歌はこれを含めて七十九首が入集しているが、西行の九十四首、慈円の九十二首につぐ多さである。入集歌数が同時代評のひとつあらわれだとすれば、もとよりそこには当代の権門に対する配慮があることは推察しうるとしても、縦徒の西行・慈円につづく、俗にあるものとしては第一位の評価があたえられていた。

後京極攝政の歌、毎首皆錦繡、句々悉く金玉、意情を述ぶればただちに感概を生じ、景色をいへばまのあたりに見るがごとし。風姿幽艶にしてあくまで力あり。語路逶迤としていささかも閑あらず。實に詞花言葉の精粹なるものなり。

と評して、良経を定家よりも高く評価したのは、遙かに後の荷田在満（国歌八論）であった。同時代人後鳥羽院は、

故攝政は、たけをむねとして、諸方を兼ねたりき。いかにぞや見ゆる詞のなざ、哥ごとに由あるさま、不可思議なりき。百首などのあまりに地哥もなく見えしこそ、かへりては難ともいひつべかりしか。

と、最上の評価を下している（後鳥羽院御口伝）。また、良経の初度百首をみた定家も後鳥羽院と同じ語を用いて、「殊勝不可思議」（明月記 正治二年九月五日条）と評している。だが、個人に対する個人の評価は絶対的なものではない。荷田在満の熱弁にもかかわらず、今日の評価から、新古今時代の歌人群から第一にあげねばならないのは、作品の文学的完成度の高さからいつても、歌論執筆による方法論の確立ということからも、やはり定家であるだろう。これにつづく者は、おそらくは藤原家隆であろう。この二人の専門家人に対応する歌人として、良経は慈円とともにいる。そして、この四人にとってその生活と和歌とが憧憬の対象ですらあつた西行、和歌の師的存在であつた俊成。いわゆるこれら六家集歌人のなかから良経を中心にして考えはじめようとするのは、在満の熱弁や後鳥羽院・定家の賛辞によるものではない。また、新古今入集歌数の多さによるものでもない。その第一の因は、新古今巻頭歌「みよしのは」：

：」にみられる華麗と静寂（空穂のいう「艶とあはれ」）をもたらした文学的態度と方法とは、どのようなものであつたかを知らんがためである。その解答の多くは、千六百余首をおさめる良経の家集秋篠月清集にあるに違いない。わたくしの貧しい能力の範囲内での分析・検討であるにしても、和歌の中に解答を求めようすることは最初にして最後の研究方法であるだろう。そして、その和歌をもたらした態度と方法との解明のために伝記は位置する。この伝記が、西行・俊成・定家・家隆、あるいは慈円と決定的に相違することが第二の因である。瓦解しつつある公家社会の頂点にあり、外戚政治という異様な支配体制をつづけていた藤原撰閑家・九条家の二男良経の伝記。兄良通の頓死後の良経には、定家のように「世上乱逆追討雖々満々耳不注之、紅旗征戎非吾事」（明月記 治承四年九月条）と嘯くことも、和歌に没入することも許されなかつた。九条家嫡となつてしまつた良経には、撰閑家が朝廷・公家社会を運営・支配するための手段であつた律令や有職故実への熟知、政治的術数への練磨、あるいは天皇家と血縁を結ぶことへの用意などが必要であつた。さらには、これら文学や政治の事跡をおうことのなかにみえる良経の宗教にかかるる言動が、第三の因である。生きる日日が末世だといいう明確な認識の中で、狂気と混乱としかいいようのない状態の中で、なんとかして生き延びていくために鴨長明をはじめとして幾人もの歌人が世をのがれていた。それもひとつの道であつたろう。しかし、良経にそれは叶わず、出家遁世を願いつつも、汚濁にみちた世俗にとどまつて生き延びなければならなかつた。このように、文学・政治・宗教の間を自由に往来する人間として、良経をとらえ、考察の中核におこうとするのである。

良経の研究は六家集歌人のなかでは最も遅れていたが、近年、急速にすすんでいる。早くは岩間武雄・石井直三郎氏によつて伝記が書かれ、家集の翻刻・校本の作成や詠歌年次が松田武夫・松井智里・片山享・青木賢豪氏らによつてなされた。良経の建久から建仁にかけての細部は寺田純子氏により、生涯の評伝は山崎敏夫氏により、和歌の分析検討や他の同時代歌人との影響関係は久保田淳氏により、それぞれ論ぜられた。また、塙本邦雄氏が良経の一面を魅惑的に語つてもいる。これらの後にある者は、その学恩を胸にして、さらに進まねばなるまい。たとえ、それがあるいは單なる変容でしかないにしても、もし和歌が、良経が後鳥羽院のたちばで記したように、「しらぬむかしの人のこころをあらはし、ゆきて見ぬさかひのほかのことをもしる」（新古今和歌集仮名序）ものであるなら、可能な限り総体的に、遙かにへだたつた時代の人には心を披瀝させ、みえぬ遠いことどもを表象することが、和歌をあげつらう者のひとつたの任であるだろう。以下は、そのための拙い試みの端緒である。

(一) 延慶両卿訴陳状『日本歌学大系』所収本（昭五〇・三刊）
 (二) 古今和歌集以下の二十一代集は、序・本文とともに『新編国歌大觀第一巻勅撰集編』による。

(三) 国歌八論 日本古典文学全集『歌論集』所収本（昭五〇・三刊）
 (四) 後鳥羽院御口伝 日本古典大系『歌論集 能楽論集』所収本（昭三六・九刊）
 (五) 「世上乱逆……」の条を含む「治承四五年記」が、「寛喜二年前後に執筆されたものと推定」したのは辻彦三郎氏である（藤原定家自筆明月記治承四五年記執筆年代考）『日本歴史』第二八六号一九七二年三月。後に『藤原定家明月記の研究』昭五二・五刊に所収）。この辻氏の指摘をしらないわけではないが、定家がこの時期現実に背をむけ、詠歌に没入しようとすると芸術至上主義的態度をとろうとしたことは想像にかたくない。

(六) 岩間武雄「後京極良経伝記」（『水鏡』昭五・一）
 石井直三郎「後京極良経」（『水鏡』昭八・一）
 松田武夫「秋篠月清集成立年代考」（『国語と国文学』昭一〇・一一）
 松井智里「秋篠月清集教家本」（古典文庫 昭三一・一刊）
 片山享『本秋篠月清集とその研究』（昭五一・八刊）
 青木賢豪『藤原良経全歌集とその研究』（昭五一・八刊）
 寺田純子「建久末年の藤原良経——その述懐歌をめぐって——」（『国文学研究』第四十団集 昭四六・六）「正治・建仁期の藤原良経——『千五百番歌合』良経判の序の意味するもの——」（『国文学研究』第四十八集 昭四七・一〇）
 山崎敏夫「藤原良経」（日本歌人講座『中世の歌人II』昭四三・一二刊）
 久保田淳『新古今歌人の研究』（一九七三・三刊）
 塙本邦雄「秋風のすみか——新古今・美的構想力」（『解釈と鑑賞』一九七四・四）日本詩人選『藤原俊成・藤原良経』（昭五〇・六刊）
 他には、次の諸論がある（主要なものをあげるが、參見しえなかつたものもある）。
 『宋朝・良経説本』（北原白秋・折口信夫編鑑賞短歌大系十八 担当穂積忠 昭一
 二・七刊）

- 久徳高文「後京極良経」(『水鏡』昭一四・一) 「秋篠月清集の成立年代」(『国語と国文学』昭一五・二)
- 田中新一「良経」(『国文学』昭三二・九)
- 赤羽淑「良経初期の歌風」(『文芸研究』昭三五・七)
- 原田芳起「後京極撰政三十六番相撲立詩歌」(『樟蔭国文学』昭三九・一)
- 安藤勝志「藤原良経の隠者の姿勢」(『愛知大学国文学』第七号 昭四一・三)
- 脇谷英勝「藤原良経の人生詠の考察——その本質と中世的意味——」(『日本文芸学』第八号 昭四八・一〇)
- 高畠望「藤原良経年譜考」(『中世文芸論稿』第一号 昭五〇・四)
- 片山亨「良経の歌風——初学期をめぐって(一)」(『甲南国文』第24号 一九七七・一)
- 三)「心のそらぞ秋ふかくなる」(『甲南国文』第26号 一九七九・三)
- 原田芳起「三十六番相撲立詩歌と後京極撰政」(『探求日本文学中世編』昭五四・一刊)
- 伊東成師「藤原良経の本歌取りについて」(『学習院大学国語国文学会誌』第23号 一九八〇)
- 篠崎祐江「六百番歌合」歌題考——四季の部をめぐって——(『国文学研究』第七十集 昭五五・三)
- 新名主祥子「藤原良経研究——六百番歌合の企画意識について」(『国語国文学研究』第十七号 昭五七・三)

第一章 花になりゆく(誕生と建久三年)

一 誕生の頃

短い記述の背後には、それなりの意味があるものである。玉葉の嘉応二年(一一七〇)四月九日条は、

九日、丑晴、不^ニ出行、小兒參^ニ高松院

と僅かに記述するのみである。兼実はこの頃、三月二十二日条に「此日、春日行幸也、余有^ニ所勞^ニ供奉」と記して以降、二十八日には法印公舜から受戒するなど、かなり重い所勞になやまされていた。そのことが四月九日前後の記事を短いものにしたようであるが、この「小兒」がどうやら良経のようである。良経の幼名は玉葉によつてもしることはできないが、安元二年(一一七六)三月十日の「乙童(良経)」の著榜があつた日、高松院から装束を賜つた理由

として「是自^ニ繩綵之昔、有^ニ猶子之義、故有^ニ御訪^ニ歟」とするところから、良経が高松院の猶子となつたことは確実である。高松院は鳥羽天皇第四皇女妹子内親王、応保二年二月五日に院号をうけ(女院小伝)、歌合を催したこともある女院である。兼実はこの記事以前に何度も高松院に参つてゐるが(仁安二年七月十一日など)、多くは祇候のためらしく、「手本」を返上して「故殿御筆古今一部」を写すために申請したこと(嘉応二年閏四月十七日条)が特別な記事で、殊に深いつながりがあったとも考えられない。その女院のところに、良経が参つたのは何のためであったのか。それは猶子の儀のためであった、と考えられる。「余少兒參^ニ八條院^ニ為^ニ御養子」(文治二年二月四日条)や「小童^{三歳}、初參^ニ殷富門院^ニ、有^ニ猶子之儀^ニ也」(建久五年八月二十八日条)のように、明確に養子や猶子の語はみえないけれども。兼実はすでに長男良通を、二歳の年に皇嘉門院の養子にしていた(嘉応元年十一月十九日条)が、嘉応二年に二歳になつた良経をその例にならつて、この日高松院の猶子としたのであるう。

良経の猶子の儀のことが、四月九日条にこれほどにしか記述されなかつたのは、「晴、不^ニ出行」(四月四日条)としか記すことのできない健康状態が原因であるうが、それでも短い記述の背後に、儀の重要性と子を思う兼実の親心をよむことができる。兼実は、良通や良経だけでなく、良輔を八條院の養子に、良恵を殷富門院の猶子にしており、形式的なものにせよ天皇家とつながりを結んでいる。それは皇嘉門院の所領を良通が伝領することがあるなど経済的面をたのみとすることもあつてのことだろうが、高松院をはじめとする女院の多くはすぐれた女房をかかえた文化的場を形成しており、そこでの間接的教育をたのみにすることがあつたからであろう。^(三)ただ、基本的には、形式的なものにせよ、その庇護をたのみにしていることはいうまでもない。

おそらくは猶子の儀にかかるであろう四月九日条について、玉葉に良経のことがみえるのは、翌承安元年三月十六日条の、

此日、乙童始食^ニ真菜^ニ、九^九条^ニ陪膳定能朝臣、左中将、役人六人取^ニ打敷台三本、盤二枚等^ニ參上、(中略) 小兒產、疊上加^ニ茵、兒童例也、毎事路儀、偏逐^ニ彼度之例、

とある真魚始にかかる記事である。「兄童」との対比において、ここにはじめて「乙童」良経のことが明確化するが、真魚始は終始兄良通のその時の例にならつておこなわれたようである。その良通の真魚始も承暦例（忠実の真魚始）にならつておこなわれており、その日の兼実は「抑、今日支干叶^ニ承暦例^一、可^レ謂^ニ吉祥歟」（嘉応元年十一月十九日条）と記録して、先例に叶うことを吉としていた。その吉祥の例を良経のときにも「偏^ニ逐^サ」ことによつて健やかな成長を願つたようであるが、この真魚始の記述によつて、良経の生年の月日を推察することができる。つまり真魚始は、室町時代では百一日目、江戸時代には百二十日目というよう、時代によつておこなわれる時が違うけれども、良経の場合には二十五ヶ月目におこなわれたはずであるからである。それは承安五年七月二十日の「姫君」任子（後の宜秋門院）の真魚始のあつた日の条に、

俗諺言、当^ニ廿月^ニ食^レ之云々、而先例必不然、承暦廿五ヶ月有^ニ此事^一當^ニ生^レ月^一仍兩童逐^ニ此例^一、

とあることから知られる。承暦二年十二月に生まれた忠実の真魚始（承暦四年^(四)）にならつたかと推定される二十五ヶ月目の真魚始。それは良通の真魚始のおこなわれた嘉応元年十一月十九日の条にも、

俗諺言、自^ニ所生月^ニ當^ニ二十月^ニ食^レ之、而承暦當^ニ二十五ヶ月^ニ當^ニ所生^レ月^ニ食^レ之

と説明されるように、「吉祥」である承暦の例にあくまでもならつたものである。良通・良経と、最愛の子息の成長と将来とを祈念するため、「俗諺」にい

う二十ヶ月を排して二十五ヶ月で真魚始をおこなつた兼実の意志によつて、良

経の生年月日を知ることができるのである。つまり二十五ヶ月目は「生月」・

「所生同月」にあたるのであるから、久保田淳氏が「逆算^(五)」したように、嘉応

元年（一一六九）三月が良経の誕生の時であつたはずである。三月の何日であつたかは玉葉の記事が欠けていることもあつて知りえないが、全く推考のてがかりがないというのではない。兼実の一男良通は仁安二年十一月六日に生まれ

て嘉応元年十一月十九日に真魚始を、四男良円は治承三年七月十三日に生まれて養和元年七月二十五日にそれを、六男良輔は元暦二年九月二十日に生まれて文治三年九月二十三日にそれを、九男良恵は建久三年正月十九日に生まれて建

久五年正月二十三日にそれを、それぞれにおこなつてある。長女任子の場合は

「非^レ無^レ憚」によつて二十三ヶ月で例外的におこない、他の子女の場合は誕生や真魚始の月日がそろわないため、参考にしえない。これらからいえることは、誕生の日から三日から十三日以上が経過して真魚始がおこなわれていることである。したがつて、先例を尊重する兼実が良経の場合にもそれにしたがつていることは想像にかたくない、良経の誕生は三月一日から十六日の間ということになる。ただし、真魚始のあつた承安元年三月、兼実は九日に藤原顯方（本名隆憲、顯能男）を召して「來^ル十四日乙若真菜^ノ事」を伝えたが、十四日には「參^ニ女院御方^一、毎月御讃法如^レ恒」^トしかなく、實際におこなわれたのは十六日であつたから、誕生は十四日以前の可能性が強くなる。

嘉応元年三月上旬、良経は生まれた。時に、父兼実は正三位右大臣で二十一歳、母従三位藤原季行女は十八歳^(六)、同腹の兄良通は二年前の仁安二年十一月六日に誕生している。

父兼実は法性寺關白忠通の三男で、文治二年任摂政以降十年間摂政關白としてあり、月輪関白と称された人。生年は玉葉の文治四年二月二十日条や同六年正月十一日条から、近衛天皇の久安五年である。同腹の兄弟には、兵範記保元元年二月十日条に、

今朝女房加賀殿夭亡、去月中旬以後不例、内外祈禱日來繁多已無^ニ其^ノ驗^一、遂被^ニ逝去^一、生年三十三、故大宮大進仲光女也、殿下御子四人^{四歳、六歳、二歳皆}_{男、所生也、當時御哀傷殊甚者歟}、

とその母の死を伝える記事のなかにあるように、また今鏡海千鳥に、

また女房の御はらに右のおほい殿、三井寺のあや僧都のきみ、又三位中將

殿など申しておはしますなり、又山の法印などきこえ給ふ、

とあるように、兼実の下に二歳ずつはなれた、道円、兼房、慈円の三人があ

る。道円は、玉葉嘉応二年八月二十九日の条に、

寅刻許、自^ニ邦綱卿之許^一、送^ニ書状^一、驚披見處、法印去夜二十日、亥刻入滅給

了云々、聞^ニ此事^ニ之後、心神失^レ度、哀慟無双、同兄弟之中、親昵異^レ他、

凡^ニ法器^ニ心操^一、末代難^ニ出来^一之人也、可^レ惜可^レ悲、

と記してあるように、二十歳で夭折してしまう。攝關家が教界を掌握しようとしての布石であつたと考えられる道円^(七)。その死はその企てにも影響し、慈円一

人に期待がかけられることにもなるであろうが、兼実にすれば自身より年少の肉身にさきだれたる悲痛をあじわう最初の死であった。なお、父忠通は兼実が

十六歳の長寛二年二月十九日に六十八歳で没し、母加賀は兼実が八歳の保元元年二月十日に三十三歳で没している。兼実にとつても早すぎた父母との別れ

は、六歳下の慈円にとつては一層その感が強く、生涯払拭することのできない孤児感情をもたらし、慈円の歌人としての出発時からその和歌に影をおとすことになる。(八)

母は従三位藤原季行の女。季行の父は道綱流の郭兼、母は修理大夫藤原頤季女であった(尊卑分脈)。季行は従三位・大宰大式・中宮亮でおわり、応保二年八月二十二日に没しているが、和歌やなにかにすぐれていたこともなく、平凡な一生をおくつたようである。ただ季行の母が六条藤家の顯季女であったことは、その子(良経の母)にも歌才が伝わることがあったかも知れない。良経の母季行女は、玉葉に「女房」として頻出するその人であり(別人を指す場合もあるが)、玉葉をよむものに最も親しみのある女性である。生涯兼実の愛をうけていたことは、彼女が死去して四十九日にあたる建仁二年二月二十七日に兼実が出家してしまうことによつて了解されよう。兄弟の定能は正三位・権大納言に至つたが、神楽秘曲相承の一派でもあつた。とくに定能は後白河院の側近であったことからも、子の親能とともに常に兼実の側近として院との連絡にあたるだけではなく、為政者として必要な種々の情報をもたらす。また季行の子覚乗も兼実やその子息達のために働くことになる。覚乗は興福寺の僧であるが、その房・竹林院は良通や良経らが春日社参詣の際の宿所とされたし、その際の種々の沙汰をしたのも彼であった。また兼実の祈願のために經供養をしたり、吉夢を見たということを伝えることもあり、兼実の任摶政を最も強く祈請した一人である。(一〇)

このようなつながりをもつ父と母との間に生まれた良経は、摶闇家二男として成長してゆく。その姿は玉葉の記事に見え隠れする。それを、兼実のあたたかな眼をとおして、兼実の文学的嘗めを中心とする文化的事跡とからめつつ追うことにする。

真魚始について良経のことが玉葉にみえるのは、承安元年十一月二十七日の

条である。

乙童、初參^ニ吉田、祇園、余網代車、前驅二人^{光能、賴高}、布衣基輔^地、衣冠乘車

在其後、隨身重武一人候^{ニ御前}、小使下家司遅參、仍相^ニ具出納、先進^レ幣了、下家司參^ヨ会社頭^ニ云々、先參^ニ吉田^{一也}、

吉田・祇園両社参詣のことであるが、それがなんのためであるかは記述されていない。良通も任子とともに春日社初參に先立つて参詣し、その後も幾度も参詣する。良経も翌年の正月二十五日、二十八日に参詣する。それは吉田社が貞觀年間に藤原山蔭の春日社勧請奉斎に由来し、祇園社がやはり貞觀年間に藤原基経が牛頭天王のために自邸を改造寄付したことにより、春日社につぐ藤原氏の氏神として崇拜されていたからである。だから兼実はそれぞの祭に奉幣するし、春日社への長旅ができないほどの幼子の時に、子女達を近い吉田・祇園の両社に参詣させ、加護を願つたのである。

ついで五歳の承安三年(一一七三)、正月一日に良経の戴餅のことがあつたが、玉葉には「又出仕以前、乙童有^ニ戴餅事^ニ如^ニ恒、上達部、弁少納言等少來云々、坂宅之後所^ニ聞也」とあるだけである。元旦の宮中での四方拝のことや關白基房との言談など繁雑な一日とその記事とが、良経の戴餅の記事を簡単にしたようである。二月十九日の条は、

此日、乙童^{五歳、生年}、參^ニ春日社^{、密儀也、行頼、盛房、貞俊、信光、賴高}、^{職事}_{藤氏}、^{為三幣}取^ニ也^{、等、騎馬在^ニ車後}、此外、侍六人、乳人車一両也、女房、并祖母、尼上相具也、

と、長々と良経の春日社初參のことを記述する。良通は五歳の承安元年三月七日に春日社初參をおえているが、その時の記事と良経の時のそれと比較すると、良通の時の記事がやや詳しいこと、前駆が良通の時は六人であったことなど細かな相違が知られる。そのなかで最も注意されるのは「密儀也」とあることである。兄と同様の五歳の春の初參自体に、何か憚ることがあつて「密儀也」としたとは考えられない。前駆五人・侍六人以下の人數にも、良通の時それと比較して「密儀」であるための見劣りはない。おそらく、兼実が「密儀也」と書き加えざるをえなかつたのは、二月十九日が「今日、故殿御日也」とあるように、忠通の祥月命日であつたからであろう。父母に早く死別したため、その忌日に兼実が供養を丁重におこなつてゐることは、玉葉に頻出する。

その忌日であつたための「密儀也」ではなかつたか。二十一日、南円堂・東大寺等に参つた後、午の正中に奈良を出た一行は秉燭の頃入洛し、帰宅した。

この春日社初参の目的がなんであるかは、玉葉に記されてはいない。宮中の儀式の次第など自身が初めて体験したことを詳細に記録するこの時期の兼実であるが、最初のことであつたはずの良通の春日社初参の時に目的のことなど一切記録しなかつたのは、目的は記録するまでもないこととして理解されています。天原から天降る時に皇孫をたすけるべき勅を太神から受けたという、藤原氏の祖神の天児屋根命をまつる春日社に参詣すること。それは天皇の代理で政治をおこなう藤原摂関家の一員にとつては、氏神への儀礼的な挨拶であつたろうし、為政者としての将来の加護を願うことであつたろう。良経の春日社参詣の目的もここにあつたと考えられるが、それは記録するまでもない自明のこととして、兼実には理解されていたようである。

このように真魚始と春日社初参のことなどを検討してみると、先例を尊重し、神仏の加護を願うという兼実の性格をある程度明らかにすることができる。その父の下で、良経は成長してゆくのである。

良経二歳の嘉応二年、兼実は二十二歳で右大臣正三位である。この年の正月三日、高倉天皇の後白河上皇の法住寺御所への朝覲行幸があり、兼実も束帶を着し、螺鈿の剣をおびてこれに従つていた。御所での御遊に、兼実は琵琶をひくことになる。玉葉同日条に、

先兼光取琵琶置余前、余譲左大將、左大將又固辭、余尚議已及數度、遂置余前退了、
(原文は割注)

とある。左大将藤原師長とゆずりあいながらもついに琵琶を弾奏することになつたのである。このことは、建寿御前日記にも、

左大将の、琵琶をば右の大臣に、たびごとに、ゆづりまゐらせて、「あな尊と」といで給ひし声こそ、知らぬ人もおどろかれしか。(二十七段)
とある。兼実と師長の間でのゆずりあいは、公家達の間に残る余裕やなごやかさを想像させる。だからこそ、師長は御遊がおわった後、退出の途次兼実に

「今日御遊、尤有其興」というのであろう。また、建寿御前日記の先の引用部の直前に、

かへりいでさせおはしますたび、院の御前、御下襲のしりを、とらせおはします。女院、「ひるの御拝にはさうるかな」と、もてなしまるらせさせ給ふなど、そのをりは、めでたくのみぞきこえし。

とあるのも、後宮の平穏を感じさせるに充分である。後白河院が高倉天皇の下襲の裾をとつて敬意を表し、建春門院はその行為を愛嬌のあることばでとりな感していたはずである。なお、兼実と琵琶との関係は、内裏からその修理を命ぜられたこと(嘉応二年閏四月十九、二十日)、自邸で定能とともに「管絃之興」をつくしたこと(嘉応二年十二月二十三日)、高倉天皇の元服の御遊に弾じたこと(承安元年正月三日)などにみられる。兼実の琵琶にかかわるこれらの記述から、若き兼実が教養をいかしつつ、余裕をもって生きている姿を見ることができる。あるいは、そのような兼実の生きる公家社会がまだわざかにもつっていた穏やかな文化的雰囲気を感じができる。そして、それは兼実の和歌の事跡のなかにもみいだしうるものである。

兼実が自邸に文学的会を最初に催行したのは、玉葉によるかぎり、良経三歳の承安元年である。六月五日の条の全文は、

五日、_申密々有詩、題云、飛泉為夏友、又当座有和歌、題云、水辺忘
々夏、契明夕ニ恋、

である。六月一日から五日までは「雨」としか日記せず、七、九、十一日は干支のみしか記していない兼実は「心神煩惱」(十二日条)の日日であったが、詩会と当座和歌会とのことを、「伊勢遷宮神宝用塗料鷲羽」(十日条)とほぼ同じ字数で記述している。作者などの詳細が記述されていないのは病のためもうろが、題は季節にあつたもので、時儀にかなつた会であったようである。これ以前、兼実は藤原清輔と何かを談じたり(嘉応二年十月二十七日)、藤原重家が摂政基房第での管絃詩歌会で「兼三事、已不異経信云々」という評判をとつたことを日記したりしていた(仁安三年正月二十八日)が、和歌への関心は、しだいに実際の場で行動にうつされつつある。

良経五歳の承安三年、兼実は文学の会に深くかかわってゆく。三月一日の条

に、

今日、密々有_ミ和歌会事_一、遣_ニ清輔朝臣許_一、令_レ付_ニ勝負_一、

とあるのがそれである。兼実が主催した、独立したこの和歌会は、『平安朝歌合大成八』に三九一番として記載されているが、内容は一切不明である。た

(一) 経 良 原 藤

だ当時の歌壇の長・清輔に判を付けさせたことに、歌合として形を整えようとした兼実の意志は想像できよう。その清輔と和歌のことを談じたのは同年三月二十一日である。その内容は次のようなもの。昨年（承安二年）冬、教長が結構した歌合での清輔判に対して、作者の一人道因が陳状を書き、清輔に送つてきた。それを清輔からみせられた兼実は「一々不得_レ道理_ニ」と道因の陳状を批判し、清輔を肯定している。そして、最後に「件朝臣_{（清輔）}、於_ミ和歌之道_一、不耻_ニ上古_ニ之人也」と評価する。問題となっている歌合は、『平安朝歌合大成八』に「三八八 承安二年閏十二月 宰相入道觀蓮歌合」として所収されているものであるが、あるいは無名抄の「道因歌に志深事」の逸話と関連あるものようでもあるが、いま注意すべきことは兼実が和歌にかかる難陳に关心をしめし、清輔を「不_レ耻_ニ上古_ニ之人也」と評することであろう。それは兼実が難陳を客観的に判断しようる和歌的素養があつたということであり、清輔を評するに上古の語をもちいるところには、兼実が上古を和歌の上でも常に意識していたことである。和歌においても道理がつらぬかれていた上古を思う兼実であれば、彼が歌会を催行するのもその上古につらなる意志があつたからであろう。それは先例を尊重することが上古につうじるという、儀式で兼実がどることと同一である。だとすれば、兼実の有職故実に対する考え方と和歌に対する考え方との間に、相違はないことになる。

兼実がかのように琵琶や詩歌に親昵しつつある承安三年、良経は兄とともにしばしばわざらつてゐる。五月下旬からわざらいはじめた良通は六月三日にいつたんは平癒したが、同じ日良経に不予のことがあった。五日には良通は再発したよう薬師供が修され、九日には良経は平癒したようである。しかし十一日にはまた良経が病み、兼実は「兩人同時病惱、今年勘文云、子息慎云々、此条相当了」と記さねばならなかつた。十五日には良経が一層悪化し、兼実は「三事」や「仏」を立願し始めようとしたが、当日が祇園祭日であるため憚るべ

きだと或人がいった。これに對して兼実は「此事未_レ知、然而依_ニ俗説_一止_レ之、追可_ニ勸_ニ先例_一也」とためらわざるをえなかつた。十九日に良通は平滅したようであるが、良経にかんしては六月尽日の六月祓にかかわる記事しかない。そこには、

乙童在_ニ北之賴輔之許_一、日來依_レ渡_レ物氣_一、所_レ渡_ニ彼家_一也、
とある。良通は皇嘉門院御所に藤原基輔（賴輔男）の陪膳で祓をすませているが、良経は高松院御所にではなく、藤原賴輔（頸輔男）邸ですませていては物氣のために移つたのだが、どうやら良経は高松院御所には同居していることいようであつた。良通は養子といふこともあつてか、皇嘉門院御所にいることが確認できる。良経は猶子のためか高松院御所にくらすことなく、真魚始も兼実の九条第_{（四）}でおこなわれたように、兼実の邸内にいたようである。それだけ、兼実は良経の病状の変化には敏感であった。

両息の病惱に心をいためていた兼実に、女子誕生のことがあつた（同年九月二十三日）。出産の後「絶入氣」があつたが（女子がか）、回復したことに対し、「偏是不動明王之効驗也、雖_ニ末代_一、三宝之冥助、仰而可_レ信、感涙難_レ禁者也」とよろこびをのべる兼実である。ここには神仏へのゆるぎない信頼があるけれども、それに頼りつとも女子の誕生を歓喜する兼実には、政治的野心が芽ばえていたはずである。それは自身の女子を入れ内させ、皇子の誕生をまち、外祖父として政治をおこなおうという、攝關家の誰もがもつ野心ではあつたが。以上が、良経の誕生から五歳までの、兼実を中心とした良経周囲の状況である。それは良経に選択の自由のない、また交換不可能なものである。良経はこのような父のもとで、このような文化的雰囲気のなかで成長するしかない。後年、良経は成長して、政治家としても、歌人としても、当代を代表する人_ニ花となるけれども、以上はその花のつぐむ頃のひとこまである。

(一) 『平安朝歌合大成八』の「三八八 安元元年七月一日高松女院妹子内親王家歌合雑載』は、玉葉同日条の「參_ニ女院御所、入_レ夜密々有_ミ和歌等」を参考にして、この日に催行されたと推定されている。だが、この歌合はこの時のものではあるまい。まず、玉葉で「女院」とあるのはほとんどが皇嘉門院である。それは女院が兼

- 実の異母姉であったために、親密であったから「女院」とするだけで足りたのである。それは良通や良経の母である季行女が、兼実にとって最も親愛の情が強かったゆえに「女房」としたのと同じ表記の心理である。なお、多賀宗隼『玉葉索引藤原兼実の研究』にも、同日条の女院は皇嘉門院としている。つぎに「入夜密々」の語であるが、これは女院の御所での時間を示すのではなく、兼実邸におけるそれであろう。翌三日条にも「酉戌刻許雨下、入夜有小和歌、密々事也」とか、七日条にも「入夜密々有和歌」とあるように、兼実が自邸での催行を表記するときの筆ぐせである。「密々」の語も女院御所での催行に対する兼実が使用するのは不適当であろう。この語は、自邸での歌会や子女の神社参詣の際にも用いる語で、公式的なものではなく、あくまでも私的にという意だと考えられる。つぎに、もし女院の催行だとすると「和歌等」に「御」が冠せられるべきではないか。以上のことから、玉葉の「有和歌等」は兼実邸における歌会の記事と考えておく。なお、高松院に歌合があつたことは『平安朝歌合大成八』に本文が拾遺されていることからも、無名抄の「晴歌一見人事」の記事からも、事実である。
- (一) 兼実が法性寺流と称される忠通の書を学んだことは、現存する二者の書を比較して明らかであるが、そのことを伝える本記事は興味深い。
- (二) 兼実自身が皇嘉門院(藤原聖子、崇徳天皇中宮、藤原忠通女)の養子になつたことがあり(兵範記 保元元年正月四日条)、女院から胡曲をならつたことがあつた(玉葉 建久五年二月二十七日条)。
- (三) この時期は記録が完備せず確認しえなかつた。
- (四) この時期は記録が完備せず確認しえなかつた。
- (五) 「新古今歌人の研究」(一九七三・三刊)四九四ページ。
- (六) 玉葉の文治四年二月二十日条に「仰、内大臣正二位兼行左近衛大将藤原良通ハ、僕之家督也、余十九^{女房}十六、年始自出胎内以来……」と、また建久元年正月十一日に「此日有入内事」、(僕長女、從三位任子)とあることによって知れる。
- (七) 道円が三井寺に、道快(慈円)が延暦寺に入ったのは、忠通や兼実の教界を把握せんとする意志のあらわれであろう。それも一寺によるのではなく、二寺によつてである。
- (八) この指摘は多賀宗隼『玉葉』(昭三四・一刊)一四〇ページ、久保田淳『新古今歌人の研究』五四三・五九四ページにある。拾玉集(『私家集成』本文)より三首をあげておく。
- はかなしやおやを親ともしらずしてこはいかにして立かへる覽 (九三)
- たらちねも又たらちめもうせはててたむ陰なきなげきをぞする (一〇四)
- みなしとのたぐひおほかる世なれどもただ我のみと思ひしられて (一〇五)
- (九) 玉葉安元二年十二月五日条に「而定能以院之近臣、超越知盛入道相國最愛之息子」、當時無双之權勢、」とある。
- (一〇) このあたりの指摘は多賀宗隼『玉葉索引藤原兼実の研究』(昭四九・三刊)四七七ページに詳しい。本稿もこの書より多くの学恩をうむつてゐる。
- (一一) 「密儀」の語も「密々」の語と同様に「私的なもの」ぐらいの意ではないか。

忌日のために、神事に出かけることに多少の憚りはあるだろうが、それ以上に特別に意味があるとはよめない。(一) 参照。

- (一二) 引用は玉井幸助日本古典全書『建寿御前日記』(昭二九・三刊)による。
- (一三) 建御前の名前に関しては、玉井氏が『建寿御前日記』解説で明月記の「建御前」は「建寿御前」の略称であると推考された。これに対して石田吉貞氏は『藤原定家の研究改訂版』(昭四四・三刊)の追記において略称説に反論している(三二一ページ)。いまは石田氏の説にしたがつて「建御前」としておく。
- (一四) 兼実の邸についても『玉葉索引藤原兼実の研究』は詳しい(四七二一ページ)。それを参考にしつつ、この時期の兼実の居所を考えてみる。玉葉の仁安二年正月二十八日条に「今日渡居九条亭也」とある。これ以前どこに住んでいたかは不明で、この九条邸も忠通からゆずられたものか否かも不明。その後、六条坊門大宮邸に妻を伴なつて移っている(承安三年八月十七日)が、それが九条邸をひきはらつてのものでなかつたことは、その年の十一月十六日に「今日、自三太宮第、帰渡九条、余自本在此第」とあることによって判明する。どうやら女房の三度目のお産にそなえての一時的な住いであったようである。八月十七日条の六条坊門大宮邸の割注に「件家、定能朝臣領也、先年借用產所、依レ為吉例、今又所借請也、吉所也」とあるのはその經緯を説明しているのであらう。その「吉所」で生まれたのが長女任子である。なお、兼実はその産穢のために九条の頼輔朝臣直廬に渡ることがあつたが、そこは良経が物氣のために渡ったと同じ邸であったと考えられる。その邸は九条邸の北にあつたのであらう。

二 兼実と平家と和歌と

平家一門が形成していた文化圏の雰囲気がどのようなものであつたかを伝えるものの中一つに、平家納経がある。これは当代の工芸技術の粋をあつめた美術品で、今日のわれわれの肉眼に直接に働きかけてくる性質のものである。その働きかけは文字によるそれに比較して、小さくも弱くもない。その意味するところをよむことにおいて正確であれば、文字による伝達では困難なことどもをも、よみとくことができよう。

平家納経は、その願文によれば、妙法蓮華經一部二十八品と無量義・觀普賢・阿弥陀・般若心經の各一巻を書写し、金銅の鑄一合に奉納して、厳島の宝殿に安置したものである。また、願文の奥には「長寛二年九月 日 弟子從二位

(一) 経 良 原 藤

權中納言兼皇太后宮權大夫平朝臣清盛敬白」とあり、清盛が重盛・頼盛・教盛・經盛以下「門人家僕、都廬卅二人」を動員して、おののおの一品一巻を分ち、善を尽し、美を尽したもので、「花敷蓮現之文、出_レ自_レ吾家之合力」、玉軸綵牋之典、成_レ自_レ一族之同情」ものであった。経巻は願文を含めて三十三巻で、この数は「嚴島神社の本地仏である觀音三十三應身の数になぞらえたものと考えられている」(大山仁快 日本の美術 No. 156『写經』昭五四・五)けれども、法華經が納經の中心となつてゐることは明白である。

法華經は、枕草子に「經は 法華經さらなり」(一九二段)とあることに窺われるよう、当代において最も尊重された經典であった。それは「我所説諸經 而於此經中 法華最第一」という法華經法師品の偈中のことばによるだろう。あるいは、「惡世末法時 能持是經者 則為已如上 具足諸供養」(分別功德品)というように、末法の世における救濟の經典であったからであろう。だから加持祈禱を中心とする天台宗の根本教典として、当代の人々の身近な經典であった。あるいはまた、海龍王の女でさえこれを受持することによって成仏したという教え(提婆品)によつて、女人にも広く信仰された。そして、この法華經を「受持。読誦。解説。書写」することによつて「成就大願」するという教え(法師品・分別功德品・法師功德品にみえる)は、末法の世に淨土を願う人々を法華八講や法華經書写に走らせた。ただ、その効果は「華香。瓔珞。抹香。塗香。燒香。繪蓋。幢幡。衣服。肴膳。作諸仮樂。人中上供」をもつて供養し、「応持天宝。而以散之。天上宝聚。応以奉獻」とすることによつて大きくなると教えていた(法師品)。ここに經典を莊嚴して、成仏の功德をより大きくするために、經典を裝飾するといふことがおこる。金や銀、あるいは水晶や瑠璃の天上の宝聚をもつて法華經は写され、飾られることになる。

この装飾法華經にかかる記事でよく知られているのは、栄花物語卷十六「もとのしづく」中の、

経の御有様えもいはずめでたし。あるは紺青を地にて、黄金の泥して書きたれば、紺泥の經なり。あるは綾の文に下絵をし、經の上下に絵を書き、又經のうちのことどもを書き現し、涌出品の恒沙の菩薩の涌出し、寿量品の常在靈鷲山の有様、すべて言ふべきにあらず、提婆品はかの龍王の家のかたを書き現し、あるは銀・黄金の枝をつけ、言ひ続けやるべき方もな

し。經とは見え給はで、さるべきものの集などを書きたるやうに見えて、好ましくめでたくしたり。玉の軸をし、おほかた七宝をもて飾り、またかくめでたき事見えず。經函は紫檀の函に、色々の玉を綾の文に入れて、黄金の筋を置口にせさせ給へり。

この久能寺經につづくものが(この両者の間にも多くの装飾法華經が供養されたあることは、一字宝塔經・一字蓮台經・一字一仏經・色紙經など幾種かの零巻の現存から推察できるが、まとまって伝存していない)、平家納經である。各巻の表紙や見返しはその巻の經意絵や文様を描き、題簽は蓮華座を添えた渡金具で作り、軸は水晶に透彫金具の唐草模様を覆せている。料紙は表裏ともに、金銀の切箔砂子野毛などをまき、漬染、引染、隈取、描き文様、空摺文様、型押などの技法で装飾されている。経文は墨字・金銀泥・群青・緑青で書きわけている。それは、「華麗の極致を示すが、ことに過剰ともいえる金銀の光彩は、『久能寺經』を超える」(白畑よし日本美術全集王朝の美術『源氏物語絵巻と三十六人家集』一九七七・一一)こととなる。また「そこに当經の個性的な格調がかもし出されているともいえるのであろう」(同前)けれども、それは余りにも過美ではないか。「まさに王朝芸術の善美を尽した優雅な装飾経となつてゐる」(大山仁快日本美術 No. 156『写經』)のではあるが、装飾の過美とともに、その経文の文字も大柄で品格に欠け「書としては余り見るべきものがない」(飯島春敬『名筆日本古写經』)ところからも、この平家納経にある臭気がただよつてゐるようにわたしには思える。それは、華麗の極みの

裏側にある頽靡が発するものである。飯島春敬氏は「むしろ夕映えの華やかな寂しさを感じさせられる」（同前）といったけれども、長寛二年（一一六四）に清盛が一門の財力を尽して供養したこの法華經は、平家一門の未来とともに、当代の公家文化がたどるであろう未來をも予告しているように、わたしにはよめる。

その經をおさめる巖島に後白河上皇と建春門院とが参拝したのは、兼実が十一年の大臣の勞によって從一位に叙せられた、承安四年（一一七四）の春三月であった。巖島が「此七八年以来靈驗殊勝」（玉葉承安四年三月十六日条）であつたとしても、上皇以下が一廷臣の氏神（「入道相國之一家殊以信仰」玉葉同日条）に参詣することは兼実の耳目を驚かすに充分であった。それはまた、平家一門の権勢と禁中における陰然たる力を暗示するに充分であった。早くは清盛が太政大臣に任ぜられたときに、清盛の兵仗を賜った待遇が「如執政臣」であったとがにがしく書きつけた時（仁安二年二月十一日）以来、兼実はその力を知らないではなかつた。その力はこの後も形を変えて兼実をおそうけれども、翌年には兼実は巖島の鳥居の額を平宗盛からの申請により、「依有恐懼、慄領狀、凡此道事、不堪第一、於事有進退谷事等、為之如何」（安元元年七月二十八日条）と不満ながらも、拒否できなくなる。

平家一門はその武力を背景にして、公家社会を威嚇しつつ、宮廷を支配したけれども、和歌を中心とするわが国の文化が支配階級と深くむすびついて発展していくことは、この時期においても事実であった。平家一門の形成した文化的雰囲気が新古今和歌集に及ぼした影響は、谷山茂氏によつて論ぜられている（「新古今的妖艶美と平家一門の榮華」『国語と国文学』昭三〇・一）。いまそれを引用することはしないが、二、三の逸話で当代の雰囲気の一部を表象してみたい。

建御前は十二歳の仁安三年の春に建春門院（平滋子、後白河上皇後宮、高倉天皇母）に出仕して以降、建春門院の美しさを「あいきようこぼれるばかりとかや物語などに書きつけるは、かやうなるにや」（五段）と書き、物語にある盛期王朝の」とき平家一門の文化圏にあつた。そこでの体験は生き生きとして『建寿御前日記』に定着されている。建御前は、先の巖島御幸に先だつ三月七

日、御方達が法住寺にあつた際ある美しい女性に会つてゐる。日記には、山吹のにほひ、青きひとへ、えびぞめの唐衣、白腰の裳着たる若き人の、ひたひのかかり、すがた、よそひなど、人よりはことに、はなはなど見えしを、いまだ見じとて、人にとひしかば、小督の殿とぞ聞きし（二九段）と記している。若い女性を鮮やかな衣裳の色彩でとらえ、前髪の額にかかる細かな様子で描写している。これが小督の局である。建御前十八歳、小督の局十七歳の春の時であった。しかし、日記にはこの引用した邂逅の記事につづけて、局に下るにも常に共にあつたことを記し、「その後ゆくへも知らず、二十余年後、嵯峨に行きあひたりしこそ、あはれなりしか」とある。承安四年の二十余年後は建久六、七年であろうが、その時二人に去来するものはなにであつたろうか。すでに平家一門は西海にほろび、若き日々の文化的雰囲気はどのように回想されたであろうか。

その小督の局の回想の中に、藤原隆房との恋愛の日日はあつたであろうか。小督と隆房との愛は、隆房集によつてよく知られている。「人めをつつむなか」（四番詞書）であり、「たちながらものいひしところへ、人のきしかは、あやしどやみるらむとわりなくて」（二〇番詞書）と障害があるゆえに、「いまはこのよをおもひすてて、いかならむ山のすゑにもふたりあらなむと、かたらひしき」（二二番詞書）もあつた。またある時は「こひしきをりは身もいたづらにならばなれとおぼゆれば」（三八番詞書）と、愛ゆえの自虐を惹起し、より一層の恋心を燃やす。豊明節会の頃には燃える篝火にことよせて、こがれる心を、

もえわたるけぶりのうちのおもひこそときをもわかず身をこがしけれ
（四五）

と歌い、たまの逢瀬には、
あまりめずらしかりしままに、むげにさまあしきまでうちとけたりしことの、さすがにはづかしくて、こと人にかかるありさまはうちとけぬものを、いかばかりわりなき心ぞと、われながらおもひしられてたれにもやかかると君はおもふらんあまりなるまでむつれにしこそ

とまで激しく求めあう。この隆房集には、愛の初めから終りまでの全てがある。相手を待つ苦しさ（五二）、後朝の別れのはかなさ（五三）、愛の日日に影を落す死の夢想（五八）、夢で愛人に逢うという伝統的な情景（六八・六九）、思いを絶とうとすれども絶えぬ生身の不条理（六九）、そして思い出の恋（七六）から後悔の恋（九一）へと、愛の過程の全てがある。それは「隆房が、小督の局との悲恋の思い出を創作をまじえて歌集化した」ためであるにしても、そこに愛の喜楽と苦惱とがあり、肉声をともなつて構成されていることは重要である。この後、六百番歌合をはじめとして、「初恋」から「怨恋」「旧恋」にいたる恋愛の種々の題詠がなされるけれども、この時期に本物の恋を手がかりとして構成し、物語化したことがあつたことを確認しておかねばならない。

承安四年の春、平家一門にかかる逸話がまだある。建春門院が内裏の中宮（清盛女平徳子）の御方に参った時、清盛の妻時子がいあわせ、平氏の女性三人が会することになった。これをみた建礼門院右京大夫は、

女院むらさきのにほひの御ぞ、やまときの御うはぎ、さくらの御こうちぎ、あおいろの御からぎぬ、てふをいろいろにおりたりし、めしたりし、いふかたなくめでたく、わかくもおいます、宮はつぼめるいろのこうばいの御ぞ、かばざくらの御うはぎ、やなぎの御こうちぎ、あか色の御からぎぬ、みなさくらをおりたるめしたりし、にほひあひて、今さらめづらしく、いふかたなくみえさせ給しに、おほかたの御所の御しつらひ、人のすがたまで、ことにかがやくばかりみえしをり、心にかくおぼえし

春のはな秋の月夜をおなじをりみるこちする雲のうへかな（三）

と書き残している。建御前が小督の局を描写したと同様に、当時の女性に共通するであろう衣裳の色彩に対する敏感さによって、二人の女性の輝くばかりの美しさは印象的に描写されている。「春のはな」に建春門院を、「秋の月夜」に中宮を暗示していようが、御所は四季のうちの春と秋とを同時にみるほどの華麗だとうたう。たしかに、『建寿御前日記』に建御前が建春門院の美しさを幾度も書きつけたことにもみられるように、女院の美貌はそれ自体で充分に輝いたであろう。中宮とて同じであろう。だがこの二人の女性の美を一層高めたも

のが他にある。それは二人とも平家一門の女性であった、ということである。二人の女性の背後には、政治的権力があった。美はそれ自体おのずから発するものであるが、それに異質の力が添うとき、実際以上の輝きを発する。右京大夫が「にほひあひて、今さらめづらしく、いふかたなくみえさせ給しに」とい、「ことのかがやくばかりみえしをり」というのも、そのためである。右京大夫が「春のはな秋の月夜をおなじをり……」と詠歌し、この逸話を家集の冒頭に位置させたのは、そのことを認めつつ、平家一門の榮華を象徴するためであつた。そして、そこに生きる自身を物語の主人公になぞらえることでもあつたろう。

承安四年のいまひとつ文化的事跡をつけくわえておく。それは玉葉の九月一日の条に、

自「今日」、院中有三今様合公卿以下廿余入云々、今日番、前大納言実定、別当成親云々、
とある、後白河院の催した今様合にかかるものである。この今様合は玉葉によれば十五日まで続いたが、一日のそれが終つた後、藤原成親に関する逸話が『建寿御前日記』にみえる。

別当成親の声は、まことに、おもしろうて、「夜もふけ、さよもどかや、われまつ里も」と、うたはれしを、京極殿、二所の御所にて、「きちなの里や」と申されしも、人がら、をかしう聞えき。（六五段）

後白河院の最愛の郭方女をたまわつて妻としていた成親は、先妻にあたる京極殿（後白河院女房・建御前の異母姉）とはすでにこの時は離別していたようである。前夫成親の今様に京極殿が「さちなの里や」（幸無の里や）とあわせたのは、個人的怨情によるところよりは、「夜もふけ、……」と歌う成親の昂揚した調子を逆手にとり、揶揄したとみる方が正しいようである。それも成親に愛を与えた後白河院の御前で即座にあわせたのである。ここにも当時の公家社会がもつていた文化的雰囲気は充分に感ぜられる。後白河院の今様をはじめとする遊興芸能への耽溺を兼実はのちに批難することになる（寿永二年九月三日条など）けれども、この時期後宮や平家一門に文化的事跡やそれを生む雰囲気が濃厚にあつたことはたしかである。平家一門の和歌事跡を歌

壇の形成によるとまで規定することはできないと考えるが、政治権力を背景にした文化的日日は、短いながらもこの時公家社会にたしかにあつた。

この平家一門を中心とする公家社会にある文化的雰囲気を兼実がどのように感じていたかを、玉葉からることはできない。ただ、続行している念誦を中断してまで中宮の不例を訪ねねばならないことを、兼実は、

次參「中宮」、日來不例、大事被_レ坐、大略及_レ獲麟云々、闕白被_レ參、自余公卿諸々參入云々、而余依_ニ念誦_レ、日來不參、今日猶雖_レ不終_レ其功_レ、遲々有_レ恐、仍所_ニ參入_レ也、依_レ恐_ニ世間人々_ニ歎、參入可_レ耻々

とかきつける（安元元年九月八日条）。文化的雰囲気の背後にあつた平家一門の権力を察し、恐れることにかわりはない。その兼実は、この年（安元元年）七月二日以降の半年の間に十一回の和歌会（歌合を含む。以下同じ）と一度の連歌会を催行している。二日・三日・七日・八日の歌会は規模も小さかつたらしく詳しいことはわからないが、二十三日条には、

晚景密々有_ニ和歌_ニ、清輔_ニ、頼政_ニ下会者十余人、題五首、於_ニ當座_ニ隱_ニ作者_ニ、合_レ之評定_ニ、清輔判_ニ勝負_ニ、其後連歌、又當座会_ニ及_ニ夜半_ニ、事了分散、（中略）、今日、余歌三首、清輔感_レ之、足_レ為_レ悦、依_ニ隱_ニ作者_ニ、不知_ニ其人_ニ也、

と、その様子が詳しく記述されている。『平安朝歌合大成八』には夫木抄などから十七首が拾遺されているが、兼実の歌は一首もわかつてない。会者は、兼実家女房丹後・仲綱（頼政男）・季経・俊恵・重家・行頼（光行男）・伊嗣らが清輔・頼政らとともにあげられている。閏九月十七日条には、

今日、密有_ニ和歌会_ニ、隱_ニ作者_ニ、合_レ之、依_ニ清輔朝臣命_ニ付_ニ勝負_ニ、会者十人、清輔、頼政為_ニ棟梁_ニ、題十首、作者廿二人、合百十番也、歌甚多、移_ニ時刻_ニ、其後有_ニ連歌_ニ、及_ニ鶴鳴_ニ人々退出、

とある。『平安朝歌合大成八』には四十二首が拾遺され、前回の歌人の他に顕家（重家二男）、親宗がいる。連歌を含めて、夜明けまでの催行であったが、荻谷朴氏が『平安朝歌合大成八』の当該項の「考証」で指摘するように、百十番の歌合は寛平御時后宮歌合以来の大きなものであつた。兼実歌は、当歌合の

ものとしては一首が判明している。続千載和歌集卷第一春歌下の、

てる月もひかりをそへよ春ならでいつかは花とともにみるべき

(九〇)

である。月を花とともにみようとする耽美の心はみられるが、下二句が説明的で一首全体を窮屈なものにしている。また、十月十日条には、

今日、密々講_ニ和歌_ニ、大式重家卿以下、先度会者皆以參入、清輔朝臣判_ニ之、_ニ合_レ之_ニ作者_ニ題三首、鐘報之後分散、太有_レ興、

とある。『平安朝歌合大成八』には、北岡文庫本を底本として六十番の全てがめられている。兼実歌三首はすべて清輔歌と番えて勝一負二となつていて、その三首は、

落葉（十番左勝）

楓の屋にたへず音なふ木の葉こそ時雨れぬ夜のしぐれなりけれ

（続後拾遺・卷六・冬歌 四二七）

初雪（八番左負）

初雪のふれるあしたの旅人はみな白菅の小笠をぞきる

曉恋（一番左負）

うつつにも別れし鐘のことなればあふとみる夜の夢も覚めけり

（続古今・卷十三・恋三・一一八七）

である。「楓の屋は……」は「このはちるやどはききわくことぞなきしぐれす

るよもしぐれせぬよも」（後拾遺・卷六・冬・三八二 源頼実）によるだろうし、「うつつにも……」は「思ひつつねればや人の見えづらむ夢をしりせばさめざらましを」（古今・卷十二・恋歌二・五五二 小野小町）等にみられる伝

統的発想を、鐘の声を中心にして複雑化したものであろう。「初雪の……」は見立だけの歌である。この年の兼実歌四首からいえること、それは著名な歌を踏まえての詠歌ということや類型的詩的世界の描出ということにみられるよう

に、創造的でもなければ、新鮮な語の導入があるわけでもなく、平明な歌風とすることであろう。歌風はそうであつても、作者名を隠しての歌会で自歌を清輔からほめられれば「足_レ為_レ悦」と記すし、「太有_レ興」と記す兼実である。六条藤家の歌人を中心とする「常_ニ祝候スル」（同年九月二十九日条）会者の中では、私的なむつまじい歌会を催行する兼実。右大臣の地位にありながらも、いまだ

(一) 経 良 原 藤

政権をにぎつていなこの時、兼実の歌会の運営は摂関家が果たさねばならなかつた役目でもあつたろうが、兼実はその中で興をおぼえている。そして、和歌に対してもだいに深くかかわろうとしている。清輔と和歌のことを談じ、「其才如貫之、及四条大納言等」、此道之長、又誰人乎」(同年十一月四日条)と清輔に対する讃辞が大きくなるとき、兼実の和歌への関心もまた大きくなるようである。

この後、安元二年には毎日二首ずつ詠む百日和歌をはじめた(六月一日)のを含めて六度の和歌会と二度の連歌会を催行し、翌治承元年には四度の歌会を催している。この間、兼実は清輔と歌病のことを談じ、その才学の深さを「道之優長誰人比肩乎、可貴可褒」としている(治承元年正月十二日)。しかし、その清輔が治承元年六月二十日に没してしまう。兼実は、
 基輔云、今日辰刻、清輔朝臣逝去云々、和歌之道忽以滅亡、哀而有余、歎而無益、就レ中余聊嗜此道、偏頗彼朝臣之力、今聞此事、落涙數行、惣論諸道之長、無レ如清輔朝臣之得和歌之道、和歌者我国風俗也、滅亡時至、誰人不痛思哉、
 原と、切々とその死を記述する。自身が和歌の道を嗜むのはひとえに清輔の力によるものだとするところには、彼を師とする意識があるようである。あるいはこの意識が、先にみたような兼実歌の歌風の平明さをもたらしたのかもしれない。清輔の死に和歌滅亡の時が来たことを記述した兼実ではあるが、同じ年の十二月二十四日には一首を詠し、また連歌も少々おこない、「好道之余、忘念忙」というありさまであった。

治承二年には一月と二月の間に七回の歌会を催し、三月二十日からは一度に十首を披講する会を六月二十九日まで十回催行している。後者がいわゆる「右大臣家百首」である。これに関しては多くの高論があり、ここでこの百首自体には言及しないが、和歌史的に兼実の催行した歌会のなかで最も重要なものであり、文学的質の達成でも最も高度なものである。治承二年は、前年の清輔の死にもかかわらず、兼実の文学の上では最良の年になるわけだが、それを可能にしたものに藤原俊成との出会いがあつた。それは藤原隆信が俊成の手紙をも

たらすことによつてはじまる(二月二十六日)。これ以前に兼実は俊成を褒美する趣を隆信に語つており、その旨を隆信が俊成に伝え、俊成は「雖出家之身、夜陰參入、更不可有」(憚)と隆信をして返信した。これに対して兼実は和歌について「殊可示合」の由を隆信をして伝えさせた。早速、翌二十七日、隆信は俊成の返信を持参する。同日条に、

如レ此蒙仰、此道之面目、何事過斯哉、更非申限、隆信還向自熊野八條院御共來、之時、以件朝臣為先達、必可參入、殊恐畏申云々、
月司參詔云々

と、その内容が転記されている(正確に転記したものではあるまい)。清輔没後七ヶ月程しか経過していないにもかかわらず、兼実にとつても重要な、さらには後の和歌史にとつても重要な、俊成(御子左家を代表する)と兼実(九条家を代表する)との出合は、こうして隆信の手によつて成就した。

実際に俊成が来たのは六月二十三日であり、数刻語りあつた後深更に俊成は帰つたが、兼実は「五条三位入道俊成(法名)、來、於和歌之道、為長者」と記している。この後二十五日、兼実は「百首和歌等」(これ以前に披講のすんでいた右大臣家百首)を俊成に送り合点を求め、俊成も百首を詠進するということを確認している。この百首が結願した(六月二十九日)後、年内に兼実はさらに四度の歌会をひらいている。実り多い一年であったわけだが、兼実のこの百首での詠は千載和歌集以下の勅撰和歌集と月詣和歌集から三十九首が確認できる(八)。そのうちの幾首かをあげて、兼実の歌風をみてみたい。千載和歌集に入集している歌の中では、

おもふことなき身なりせばほととぎす夢にきく夜もあらましものを

(卷三・夏歌・一六〇)

が最もすぐれているようである。久保田淳注『千載和歌集』には参考として「思

ふ事なき身なりせば時鳥ききての後はまどろみなまし」(新後拾遺・卷七・雜春歌・六七〇 小弁)があげられているが、全く同一の上三句に対して、下二句を逆にしている。初音を夢に聞く夜がないのは「思ふこと」があるからだが、その思ふこととは何か。それは私的な何かであろう。その個人的心情が、初音を待つという伝統的耽美的心とうまくからまつていたから、俊成は同題の、

ほどとぎすおもひもよらぬ一声はねぬわれさへにおどろかれり

(続後撰・卷四・夏歌・一七〇)

やじぐ」とにたれかはまたぬ郭公いづこをわきて初ねなくらん

(続拾遺・卷三・夏歌・一五七)

などのような端的な表現や平凡な描写の歌を排して、「おもふこと……」を千

載和歌集に入集させたのである。秋歌の、

さまざまの花をばやどにうつしうゑしかのねさそへ野べの秋風

(卷四・秋歌上・二六〇)

ちりかかる谷のを川の色づくはこのはや水の時雨なるらん

(卷五・秋歌下・三七八)

の一首はいずれも平凡である。「さまざまの……」は、久保田淳『千載和歌集』に参考として「秋の野の萩の錦を古里に鹿の音ながら移してしがな」(和漢朗詠・秋・萩・二八五 元輔)があげてあるが、伝統的発想の平明な歌である。「ちりかかる……」も同様の歌だが、下二句に見立としての新しさがあるようである。

はるばるとつもりのおきをこぎゆけばきしの松かぜとほざかるなり

(卷八・羈旅歌・五二九)

は、「はるばると雲井をさして行く舟の行末とほくおもほゆるかな」(拾遺・卷十八・雜賀・一一六〇 伊勢)にみられるように、海上眺望の典型的光景を詠じている。おおぶりなこの詠歌は、「かすみしく春のしほぢをみわたせばみどりをわくるおきつしら波」(治承三年十月十八日歌合)に通じるものであり、その下敷になつたと考えられる一首である。恋歌の、

かへりつるなごりのそらをながむればなぐさめがたき有明の月

(卷十三・恋歌三・八三八)

ながらへてかはる心をみるよりもあふに命をかへてましかば

(卷十四・恋歌四・八七九)

の二首もやはり伝統的で平明である。「ながらへて……」は、久保田淳『千載和歌集』には「いのちやはなにぞはつゆのあだ物をあふにしかへばをしからなくに」(古今・卷十二・恋歌二・六一五 友則)と「いのちをば逢ふにかふとかききしかどいやためしにあはぬしにせん」(拾遺・卷十一・恋一・六八二 読人不知)との二首が参考としてあがつてゐるが、伝統的な恋歌であるなかに、「あふに命を」と凝縮した表現にことばとしての鋭さがある。新古今和歌

集入集歌中では、

五月雨はおふの河原のまゝも草からでや浪の下にくちなむ

(卷三・夏歌・二三一)

がすぐれていよう。久保田淳『新古今和歌集全評釈』には本歌として「真薦刈

大野川原之 水隱 恋來之妹之 紐解吾者」(万葉・卷十一・二七〇三 寄物

陳思)が、参考歌として「さみだれはみづのみまきのまゝもぐさかりほすひ

まもあらじとぞ思ふ」(後拾遺・卷三・夏・二〇六 相模)があげられている。

万葉集の地名である「おふの河原」が注意をひくが、窪田空穂(『新古今和歌

集評釈』)は真菰草が五月雨に朽ちるであろうかという心と五月雨のわびしさ

をおもう心とに確實性をもたせるために、「おふの河原」の地名を捉えてきた

と評している。そして、「この歌には、全体にわたつての艶と新しさとがあつて、生き生きとしている。微細な感覚性をもとめて具象的に表現をたかめた文

芸性が認められ、時代が思われられる」としている。これに対して、久保田淳

氏(『新古今和歌集全評釈』)は「ここには(万葉集の地名を用いること――

大岡注)やはり作者兼実の万葉古風に対する志向がほのみえているので、そのよ

うな志向は、かれが清輔の指導を受けたことによって生じたものではないかと

考へる」としている。空穂の評価はやや過大ではないかと思われ、兼実歌の下

二句で思うと/or方法をとることは参考歌の下二句のそれと同様であり、旧体

といわざるをえない。このような詠歌法は、久保田氏が指摘する清輔の影響に

よる万葉古風への志向と近接している。

いかばかり身にしみぬらむ七夕のつまつよひの天の河かぜ

(卷四・秋歌上・三一一)

は、「説明的で、中心まではいりがたいという憾みがある」(空穂)とか、「思
いやつてゐるだけで、自身の感じを述べていないので、底の浅い歌に終つてい
る」(久保田)とか評されるように、織女の心を思いやるという常套的手法の
歌である。

ふるゆきにたくもの煙かきたえてさびしくもあるかしほがまのうぢ

(卷六・冬歌・六七四)

は、著名な「君まさで煙たえにしほがまの浦さびしくも見え渡るかな」(古今
今・卷十六・哀傷歌・八五二 貫之)を踏まえて、「実景としての冬の塩釜の

浦のさびしさを描いた四季の歌に転じた」(久保田)もの。「さびしくもあるか」は、空穂は「形から見ると説明となつてゐるが、これがあるために、余情が現われて来るという微妙な関係に置かれている詞」と評しているが、主体の詠嘆を表わす句を詠み込むこと 자체が古い詠歌法だし、「形容詞の連用形十もあるか」の語法 자체も「古風な表現である」(久保田)。このことは、

しのぶるに心のひまはなけれども猶もるものには涙なりけり

(卷十一・恋歌一・一〇三七)

の恋歌にもいえそうである。空穂は「全体の説明的なところは三代集風で、當時からいふと、古風の歌といわざるを得ないもの」としてゐる。久保田氏は清輔の「かくばかりおもふ心はひまなきをいづこよりもなみだなるらん」(清輔朝臣集・恋・二三〇)を参考歌としてあげ、「ひま」と「もる」の語の対照にしても、清輔の作にはまだ曲折があつた。兼実の作は平板である」としていふ。「ひま」「もる」の縁語仕立の詠歌法(清輔歌にならつたとしても)を收得していることを評価するにしても、一首は旧態然とした作である。ことに新古今和歌集に配列されたとき、この歌の前三首が式子内親王の秀歌であることからも、この歌の低調さは歴然とし、「作者の社会的地位に敬意を表した結果」(久保田)としか思えないほどの入集ぶりである。古風で、自身の情を抒すことのほとんどないこれら歌群にあって、

あめのしたみかさの山のかげならでたのむかたなき身とはしらずや

(卷十九・神祇歌・一八九七)

だけは、それがある。末代に生きねばならぬ藤原氏末裔の兼実は、この広い天の下に頼む神は祖神の春日明神しかないと訴えかけ、加護を求める。子息を吉田祇園や春日社に参詣させ、みずからも祈請することの強かつた祖先神への依頼の心を、端的に表白している。それは、五智の妙觀察智の心をよんだ、そこきよく心の水をすまさずはいかがさとりの蓮をもみ

(卷二十・釈教歌・一九四八)

にもみえる詠歌法である。妙觀察智は五智の第四の智で複雑な認識論のひとつであるが、それを心を澄ませることによつて可能にしようとするに詠じている。自身の決意の端的な表明とされる。神仏にかかるこれらの二首が、兼実の心情を素直に表現しているのは、四季や恋歌のように古歌を意識して作歌す

る必要がなく、あくまでも自身の宗教心を表出することが第一であつたからであろう。神祇・釈教の歌を詠むとき、兼実は和歌の伝統から自由であったようである。新勅撰和歌集以下でも、けさみればかすみのころもおりかけてしづはた山にはるはきにけり

(続古今・卷一・春歌上・三)

にみられるように、縁語仕立という一応の技法をみせながらも、やはり古風である。それは、

桜さくたかねに風やわたるらん雲たちさわぐ小初せの山

(玉葉・卷二・春歌下・二二一〇)

年の内にさける花かと梅がえにをればたもとにかかるしら雪

(玉葉・卷六・冬歌・一〇一一)

など四季の歌においても、

君にかくみだれそめぬとしらせばや心中にしのぶもぢずり

(続拾遺・卷十一・恋歌一・七六九)

しのぶるにたへずなりなばいかがせんあふにかへんとおもふいのちを

(続後撰・卷十二・恋歌二・七〇八)

などの恋歌においても同様である。このような伝統的発想による作に対し、行末を我とは何をいのるべきはるけき御代にあへるみなれば

(月詠和歌集)

いにしへのこひしきたびにおもふかなさらぬわかればげにうかりけり

(新勅撰・卷十七・雜歌二・一一四六)

などには兼実の心情が自由に表出されているようである。

このように兼実の百首中の幾首かを検討してみると、発想においても、用語においても、いずれも古風で伝統的である。そのような歌風になつた因を清輔との交わりに求めることに無理はないであろう。ただ、この時期の和歌自体がまだ見立から実景の叙へと移行するところにあつたこと、あるいは撰閑家の者としては伝統にそつた無難な歌を詠じることの方がよかつたのではないかといふこと、なども考慮に入れて兼実の歌を見る必要がある。だとすれば、当百首は藤原実定が「褒替」^(九)したという同時代評をも考慮に入れれば、当代の一応の水準にあつたとはいえそうである。

治承三年、兼実はこの年も深く和歌にかかることになる。二月二十八日、夜になつてやつてきた俊成は、終夜和歌のことを兼実と談じて曉更に帰つた。何を談じたのかその内容は不明であるが、兼実には充実したものであつたらしく、三十日に「一日之遺味」を謝す自筆の消息を兼実に送つてゐる。そして、そのついでに「和歌抄物、為^ニ券契可^ニ伝受之由」を示し送つてゐる。和歌の伝授を期待したのであるうが、俊成は、

ふりにけるこのしたみづのあさければかきつたふべきことはぞなきと、自身の浅学の謙辞を述べている。これに対し兼実は、ちぎりをばあさからずこそむすびしかこのしたみづのなによどむらむ

と、俊成のためらいに疑問している。これ以後、玉葉に伝授にかかる記事はないが、師弟の関係に近い関係が俊成の没するまで続いたことは想像にかたくない。

この年は六月と八月に各一度、九月には七、二十五、二十九日に^(一)歌会を催している。そして十月十八日は撰歌合を催行している。十七日に「古歌」^(古カ)を重家に送つて撰せさせ、十八日に左方を俊惠以下が撰じて、夜に入つて披講された。その全体は『平安朝歌合大成』に所収（四二八番）されているが、兼実は「凡今度会、以^ニ秀逸出来^ニ為^ニ望、心中祈^ニ願之」（同日条）というように、心に期するところのあつた歌合であった。現実にこの撰歌合の六十首から八首が千載和歌集に、四首が新古今和歌集に入ることになるほどに、質の高い歌合であつた。撰入された兼実の五首は、

霞（二番左勝）

霞しく春のしほぢをみわたせばみどりをわくる澳^ヲしらなみ

花（四番左持）

みんなのわがものがほに思ふかな花こそぬしはさだめざりけれ

恋（二十三番左勝）

行きかよふ心に人のなるればや逢ひみぬさきに恋しかるらむ

旅（二十七番左勝）

日をへつつ都をしのぶ浦さびて浪より外のおとづれもなし

述懷（三十三番左持）

寝覚しておもひづらぬる身の憂さの数にそふとや鷗の羽がき

である。この五首の勝三持^(一)の成績に、谷山茂氏^(二)・久保田淳氏^(三)の指摘にあるように、貴顯の主催者に対する判者俊成の配慮があるにしても、兼実歌はすぐれている。ことに「霞しく……」は、俊成が判詞に、

いとをかしくこそ見え侍れ。春の霞蒼海のうへにひきわたるさま、浅緑色をそへたるに、澳津白波たちわけたらむほど面影おぼえ侍れ。

と記しているように、海上の眺望を著・浅緑・白の色彩で広々ととらえた、絵画的で印象的な一首である。し音を四度も用いたことも、体言止めとともに有力に作用している。この作は、保延元年（一一三五）の父忠通の著名な、

わたしはらこぎいでてみればひさかたのくもゐにまがふおきつしらなみ

（今鏡、詞花・卷十・雜下・三八〇）

を下敷にして作られているけれども、この忠通歌と兼実歌、それに良経の「ほのぼのとあかしのうらを見わたせばきりのたえまにおきつしらなみ」（秋篠月清集・一三六五）の作をならべてみると、撰閑ぶりともいうべき歌境がある。

「みんなの……」は上の句が「ふささか俗に近くや侍らむ」とされつつも、「下句殊に宜し」とされている。「行きかよふ……」は判詞に指摘しているよう、「思ひつゝにける年をしるべにてなれぬる物は心なりけり」（後撰・卷十四・恋六・一〇二一 読人不知）を踏まえて、「逢ひみぬさきに恋しかるむ」とまだ見ぬ恋にかえている。「日をへつつ……」は、俊成が「すこしいにぞやきこゆらむ」と指摘した「うらさびて」という目につく句をもつけれども、これは後拾遺和歌集「おもひやるあはれなにはのうらさびてあしのうきねはさぞなかれけん」（卷十・哀傷・五九六 伊勢大輔）にみいだせる句である。

この句は万葉集に「樂浪乃 国都美神乃 浦佐備而 荒有京 見者悲毛」（卷一・三三 高市古人）とあつた句で、これを踏まえて忠通は「さざ浪やくにつみかみのうらさびてふるき都に月ひとりすむ」（千載・卷十六・雜歌上・九八一 田多民治集・二〇六）と詠じていた。また良経は「宮ゐせしとしもつもりのうらさびて神代おぼゆる松のかぜかな」（続古今・卷七・神祇歌・七二八 月清集・二八六）と詠じることになる。三代にわたる「うらさびて」の句をがかりにしての詠歌である。久保田氏はこの句に對して、「よい句だと思うのであるが、不審である（俊成の「すこしいにぞやきこゆらむ」の指摘が——大岡注）。この時点ではやや新奇にすぎる表現だったのであろうか」としてい

(一) 経 良 原 藤

る。「新奇にすぎる表現」でないことは万葉集以来の句であることによつて明らかであるが、兼実の使用した句としては言い切った感のある句である。また、羈旅歌だから「旅人の無聊さ、寂寥さ」(久保田)を表現したものと解すればいいのだが、貴顯の流離の心を表現した、兼実には珍しい物語的世界を感じさせる歌とも解せよう。この作が新古今和歌集に入集し(卷十・羈旅歌・九七一)、先の「霞しく……」が千載和歌集に入集した(卷一・春歌上・八)ことにもみられるように、兼実においても秀歌をものすることのできた歌会であった。この撰歌合は、俊成にとつては兼実家歌合としては現存する唯一の加判であつたが、撰外歌にもかかわらず新古今和歌集に入った「春くれば猶この世こそ忍ばるれいつかはかかる花を見るべき」(卷十六・雜歌上・^(一四六七)四五六)の俊成歌にみることができるように、「やつと訪れようとしている「春」への喜びや、人生の終り近くなつて見えそめてきた曙光に対する満足が窺える」(久保田淳『新古今歌人の研究』四一〇ページ)ものであつた。このように俊成にとつても大きな意義のあつた当撰歌合は、兼実には自分で催行した最後の歌会(歌合)であり(晩年のすさびと思われるものをぞいて)、心中に祈願したように秀逸の多いものであつた。

兼実は自身でも秀作をものにし、和歌史の上でも注目すべき達成をしめした当撰歌合以降、なぜかその催行を企てない。たしかに、一ヶ月後には清盛が数千騎の武士を率いて上洛し、関白基房を罷めさせるのをはじめとして三十九人もを解官する政変がおきる。清盛自らがいつたように「威勢殆満^ニ四海」(治承二年十二月二十四日条の玉葉にみえる清盛の奏請の状中の語)がごとき現実をまたにせねばならなかつた兼実である。そんな状況では和歌や詩に「太有^ニ興」(安元元年十月十日条)として、「忘^ニ怠忙」(治承元年十二月二十四日条)とすることができなかつたのかもしれない。あるいは治承三年に三十一歳になつた兼実にすれば、雑能のひとつである和歌に直接に関与するにはすでに年齢的にふさわしかなかつたのかもしれない。(四)このことが最後の催行にしようと決意させ、秀逸の出でることを心中に祈願させたのかもしれないが、清輔から俊成へと指導者をかえつても充実した和歌のときはともかく治承三年におわる。清輔の死が、時の歌人の長であつた俊成を招聘させたのであって、重家との関係がつづいていることが示すように、兼実が俊成の歌風を評価しての

積極的な選択ではない。それは兼実の歌風が終始変化しなかつたことによつても窺えるし、おそらく兼実には清輔と俊成の歌風や主義の相違など理解できていなかつたろう。兼実にとって重要なのは、公家社会の頂点に立つ摂関家の一員として和歌にかかわるときには、時の長者を後見にして詠歌し、加判させることだつたろう。それが摂関家の一員として、その下につづく公家達を文化的力でしたがわせることであつたろうし、そのためにも時にのぞんで伝統的発想や用語で、あるいは古歌を踏まえることやある程度の技巧をこらすことによって、無難な歌を詠むことは必要な教養であった。兼実にとって、おそらく和歌とはそのようなものであった。

平家一門がその武力を背景にしつつ、文化的方面でもたしかな力をもつて宮廷にあり、兼実は自邸で私的ではあつても充実した和歌の日々を送つていた頃、良経は元服をむかえようとしていた。七歳の安元元年(一一七五)には良経の祈のために泰山府君祭が修されている。翌二年三月十日に着袴がおこなわれた。これは正月五日に沙汰が始められ、大略は兼実自身の保元の例にならつて正月二十三日におこなうと決められていたが、十四日に姨にあたる季行女(良経の母の姉妹)が死去したために十日の仮と一月の服とがあらねばならず、三月十日まで延引されたのであつた。猶子の儀があつたことから高松院より装束を給わり、行事は兼実家家司の少納言平信季、職事は甲斐權守源国行でおこなわれた。儀のあとで良経はじめて指貫も着している。六月十二日には高松院が没しているが、兼実はそれほどに感情を乱すことなく淡淡とその死を記述している。良経が猶子となつていてもかかわらず、この後高松院の供養をすることがないことなどからすると、良経の猶子の儀は形式的なものであつたと考えられる。ただ、七月八日に建春門院が、同十八日に六条院がつづいて没したことを聞いた時、「凡両月之間、三院崩逝、古今未^ニ有希代事也」(十八日条)とは記す。

治承元年(一一七七)、九歳の良経は正月二十八日に着袴の後初度の吉田・祇園等の参詣に出かけている。二月二十五日には五歳になつた任子が春日社初参のために出京しているが、これに良経も密々に同行していた。「近代例」で

は諒闇の間に奉幣をしたり神社に参詣することは憚られたが、「古例」や九条殿（師輔）は必ずしもそうではなく、また女人においては憚るところではない、と兼実が判断したからであった。なお、参社の間は良経と任子は別の車を用いるように指示し（着袴の後の同車はしかるべきからず、としている）、その他は同車を認めているところにも、兼実の細かな配慮がみられる。

この年、天変のことを聞いた兼実は「熒惑逆入ニ大微ミ、平治之外無ニ此變ミ」、天下大事出来歟云々、可レ恐云々（二月十日条）と不安の日々を送っていた。大極殿以下八省ことどくが、関白基房の邸以下公卿の家だけでも十四が、そして実定・隆季・資長らの「富文書家」が焼失した。兼実は「我朝衰滅、其期已至歟、可レ悲可レ悲」と記す。また五月一日には、宮中に強盜数人が乱入し、雜物をぬすみ、放火に及び、神輿に矢があつたことを伝聞して、「我國滅亡時已至歟、余生ニ於乱生ニ、只可レ耻宿業也」とする。このような精神情況の兼

実が、子息達を神社参詣にゆかせることに不思議はない。また、この年、兼実に平家一門からの触手がのびてくる。玉葉の十月十日の条に、

今日戌刻、右大将宗盛、以ニ内女房若狭ニ、有ニ示事ニ、侍從可ニ相親ニ之由也、
件人無ニ女子ニ、以ニ少將隆房ノ朝臣隆房ハ宗ノ盛妹夫ノ女子ニ養ニ之云々、

とある、良通の婚姻にかかることがある。これ以前に清盛は摂関家に一門の女子を嫁していた。長寛二年四月十日には近衛基実に盛子を、その子基通に女子を、また松殿基房には女婿藤原兼雅の妹を嫁していた。表面的には宗盛であるが、背後に清盛が沙汰していることの明白なこの策を、「欲ニ從ニ之者、有ニ墮ニ家之誇ニ、欲ニ乖ニ之者、有ニ失ニ身之恐ニ」として、「進退惟谷、已失ニ方略ニ」と困惑している。ただ、この時は良通が皇嘉門院の養子であることをあげ、決定は「偏女院御左右也、早申ニ事之由」として、窮地を脱している。だが、この年より明確な平氏への怒りを兼実は記述せねばならない。十二月三十日の玉葉には、

去夜、有ニ小除目ニ云々、花山中納言息太相入道外孫、加ニ元服ニ、即夜叙爵從五上昇殿、又挾ニ任侍從ニ云々、挾賀之時、可レ被ニ許ニ禁色ニ之由、兼被ニ仰云々、摂錄ニ之息、尚未ニ聞ニ元服之夜授官之例ニ、中納言之子息、元服之日昇殿、太以過分也、但權門之事、不能ニ論ニ是非ニ、

とある。兼雅息の忠経に、元服の日に、禁色・昇殿の許しだけではなく、授官があったというのである。兼実がいうように、良通とても安元元年三月七日の元服の夜從五位上に叙せられはしたが、四月七日の任侍從までには一ヶ月もまたねばならなかつた。摂錄の息がそうであるのに、清盛の外孫ということで元服の日に授官があるとは、兼実の摂錄家としての矜持が許さなかつたに相違ない。かつて清盛が太政大臣に任せられ兵仗を賜つた時、「右府如ニ執政臣」と記述して以降（仁安二年二月十一日条）、後白河院が南都で受戒するに際して清盛が同行して受戒したことを見聞き、先例では供奉してともに受戒する者は公卿であらねばならぬゆえに（この時清盛は出家していた）、「彼尚非ニ公卿、但今度只別儀也、莫レ言々々」と批難はしていた（嘉応二年四月十九日条）。その批難は明確ではなかつたが、治承元年、兼実の平氏に対する怒りはようやく明確化する。

治承二年（一一七八）、十歳の良経は、任子とともに吉田・祇園等に参詣したり（正月二十日）、外祖母とともに南都に下向して春日社に参詣したり常楽会を見物したりしている（二月十四日ニ十七日）。あるいは、母とともに前施薬院使憲基から灸治をうけてもいる（八月十二日）。

治承三年（一一七九）、良経はこの年も母や任子とともに吉田・祇園等に参詣し（正月十三日）、春日社に参詣している（正月二十五日）。二月にはいると五日に熊野参詣のため精進をはじめ、十一日に進発している。一行は二十八日に一事の違乱もなく帰洛するが、これは民部少輔源宗雅の体にみせかけての参詣で、「小童参詣之由、外人不知之」ということであつた。なぜそのような体をよそおつたのかは明確ではないが、先達をつとめた智詮阿闍梨の申状に「産穢七ヶ日以後、不レ忌ニ之、尤可レ謂ニ正法ニ、定叶ニ神慮歟」とあつたことを転記しているところからすると、兼実に産穢のことがあつて神慮をはばかつたのかもしれない。四月七日に兼実は定能と良経の元服のことを示し合わせ、吉日であることによつて十七日と定めた。十六日に豊前守藤原成光（正四位下、前文章博士）が良経・経通・家実の三つの名を拝申した。このうち経通はすでに公卿の名としてあつたが、兼実は「文字甚善、又通字在ニ下、尤可レ然」としてこれに執した。兼実は基房・定通・雅頼とに相談し、兼実は「公卿名、

(一) 経 良 原 藤

御一家不_レ被_レ用_レ之、良経尤佳云々」の答をえたが、兼実はさらに案じて通の字を付けていたので時通はどうかと人々に問うたが、禁忌有るべきとの答をえ、「尤可_レ然、仍可_レ用_二良字_一也」として、良経に決定した。兼実の通の字に対する固執は、久保田淳氏も指摘しているが^(一六)、一体何を意味するのであるか。長子良通の名も良通・経通・兼基のなかから源雅頼と相談してそらんだものであった。また後年（文治元年十一月十一日以降）、朝敵となつた源義経と良経が同訓のため、良経を良輔か経通に改名しようとしたことがあつたけれども、このときも兼実は経通の名にひかれたようである（同十一日条）。通の字に固執するのは忠通や頼通にならおうとするためであろうか。この通の字への固執とともに、兼実には良の字への執心もあるようである。それは自分の息に良通・良経・良尋・良円・良平・良輔・良快・良恵・良海・兼良（猶子）とつけ、近衛基実の二男にも忠良と命名したことによつても窺えよう。通と良との固執には、明確ではないが、良き時代への追慕の心とそこに生きた人々にならおうとする兼実の意志とがあるようと思える。

このようないまのことで、四月十七日に良経は元服した。儀は保元の例（保元元年八月二十九日の基房の例）によつておこなわれた。久安の例（基実の例）によつて内裏に冠と直衣を申請して賜わつた。また保元の例により、閑白基房の猶子となり、従五位上に叙すべき由を陣頭で宣下された。中御門中納言藤原宗家や定能（宰相中将）らが参入し、皇嘉門院が密々に渡御し、御覽があつた。理髪は治部卿源頼信、陪膳は中務権大輔藤原経家であつた。保元や久安の例にならつて、細かな指示をし、式次第を詳細に日記する兼実をみると、そのことが子を思うことの証左であつたようである。この後、年内に禁色と昇殿をゆるされ（八月二十五日）、侍従に任せられ（十月九日）、その拝賀をおこなつた（十一月五日）。拝賀の日は院から牛を賜わり、内裏から装束（守法が相違していたが）を賜わり、院・基房・内裏・皇嘉門院の順に参り、最後に兼実邸に来て兼実と母に拝し、その後良経は南宅に帰つた。

治承三年（一一七九）、十一歳までの良経は以上のようなものである。十月九日に正三位に叙せられていた兄良通（十三歳）は十一月十七日には従二位に叙せられ、權中納言と右大將をかねることになった。この兼実が懷疑する程の

昇進をもたらしたのは、清盛の政変によるわけだが、それほどに平家一門は権勢を欲しいままにしていた。そして、その力はたしかに文化圏をも形成していく。その大きな状況の中で、父兼実は自身の行動の規範を常に先例に求め、神仏に祈請し、そして歌会を催行するという私的な状況を形成していた。この二つの状況の中で、良経はいま十一歳になつた。花になりゆく良経の、以上は第二のつぐむ時節である。

(一)

隆房集は『私家集大成中世I』所収本文による。ただし、私意に、濁点を付し、踊り字を通行の字になおし、仮名遣いを歴史的仮名遣いに統一した。なお、この作業はこの後に引用する諸私家集に対してもおこなつてある。

(1) 桑原博史氏の『私家集大成中世I』の隆房集に関する「解説」中のことば。

(2) 引用は『私家集大成中世I』所収本文による。

(3) 安井久善氏は「九条家と同家百首」（『和歌文学研究』第二十号 昭四一・九）で、兼実・良経・道家・教実の九条家四代にわたつて催行された家百首が、「歌壇の庇護者であった九条家の歴代にわたる伝統の維持形成的意志」をもつものだとし

ている。

(4) 隆房の名が玉葉に最初にみえるのは、よくしらべている建春門院建立の最勝光院大臣家百首の新出資料とその考察」（『国語と国文学』昭五五・一〇）にまとめられているので、ここには列挙しない。

(5) 隆房の筆者としての隆信である（承安三年九月九日条）。ついでは八条院の蓮華心經供養の御使として兼実を訪うたり、その判官代を勤める姿である（承安二年二月十九、二十三日条）。これは隆信の母が「俊成の妻となつて後も八条院に仕へてゐた」（石田吉貞『藤原定家の研究改訂版』二六ページ）関係からの参仕であつたか。兼実主催の歌会には安元二年四月十日のものから参加するようになる。なお、元暦元年四月一日の玉葉に「隆信朝臣来 和歌及密事談密事者^(一七)」といふ記事がある。「女事」とは、隆信と八条院との先の関係から、文治元年九月二十日に兼実の六男良輔を生む「八条院女房三位局」とかかわりあることかもしれない。

(6) 俊成がこの合点をすませて兼実に送つたのはこの年の八月二十二日であつた。

(7) 「今日俊成入道、百首和歌等合点所_レ送也、尤有_二比興_一、各不_レ顯_二作者_一也」（同日条）とある。その一部は小島孝之氏が「治承二年大臣家百首の新出資料とその考察」（『国語と国文学』昭五五・一〇）において翻字されている「初恋」や「紅葉」の歌にみることができる。

(8) 勅撰集や月詣和歌集の詞書に「百首」と明記するものの数。それとなく、題の一

致する歌が三首ある。また先の小島氏の翻字した「紅葉」の部に五首が判明している（内二首は千載和歌集と月詣和歌集に入る）。また、久保田淳一校注『千載和歌集』

「補注七」に翻字されていて、「神祇五十首和歌」中に、兼実の「神祇」五首がある

（内二首は新古今・続拾遺に入る）。

（九）玉葉の治承二年九月七日条に「此日五条大納言來、示^シ合條々事^ニ、左幕下^(邦綱)下^(実定)褒^ハ譽^ス下官百首歌^ハ尤有^レ興々々」とある。

（一〇）この年十月十八日の撰歌合の判を俊成に求めたのをはじめとして、兼実と二度の贈答があったこと（元暦元年十二月二十九日、文治二年正月十六日）、良経の花月百首からの撰歌合（建久元年九月二十二日）や六百番歌合（建久四年）の判者をつとめたこと、俊成臨終に際して種々のことを定家に教えたこと（明月記 元久元年十一月二十九日条）などによって想像しうる。

（一一）九月二十九日の歌合は十月一日に重家の許に加判のために送られている。このことから、この時期まだ六条藤家との和歌上のつながりは残っている。

（一二）日本古典文学大系『歌合集』当該項頭注四二六ページ。

（一三）『新古今歌人の研究』四〇八ページ。

（一四）安井久善氏は「九条家と同家百首和歌」（『和歌文学研究』第二十号 昭四一・

九）で、兼実・良経・道家・教実の四代にわたって催行された九条家の家百首が、「歌壇の庇護者であつた九条家の歴代にわたる伝統の維持形成的意志」を持つものであるとする前提に、「歴代当主の二十代前半という比較的若年の時期に催されている点」を指摘している。これにならつていえば、九条家には和歌を詠じ、その会を催行することを三十代前半で止めることがあるのでないか。年次の明らかなものでいえば、忠通は三十歳の大治元年八月の撰政左大臣家歌合で継続していた歌合をやめ、良経は三十二歳の正治二年の閏二月の十題撰歌合を最後に漢詩の会に移つて行くからである。詳しくは拙稿「藤原忠良（下）」（『流通経済大学論集』第六十号 昭五七・二）を参照されたい。

（一五）兼実に縁語仕立てで詠歌する力があったことはすでに指摘したが、沓冠りで詠歌したことがあるのを、続千載和歌集に、

隆信朝臣まうでこむと申しける日をわすれてもやあるらんとて、いひし日をたがふなよといふ事をくつかぶりにおきてよみてつかはしける
いかにまたひとりあかすか忍ぶてふ人はつらしなおもひこりねよ

（卷七・雑体・七二一）

とみることができる。

（一六）『新古今歌人の研究』四九五ページ。

（一七）兼実は基輔・基良・基頼・教実・忠良のうちのどの名がよいかという源雅頼の間に對して、「三基皆不^ニ甘心^ハ、教実者大夫史孝信同訓也、忠良可^レ宜^ハ」と答えた（玉葉 治承四年二月十一日条）。ただ、この忠良の名も、山槐記の同日条に「忠良者殿^ハ家司之名也。即改名云々」というように、問題のある名ではあった。

（一八）この南宅がどうやら良経の邸であるらしい。兼実は大富邸から九条邸に帰渡して（承安三年十一月十六日）以降、九条邸にあつたようである。そして、そこに増築したのか、「新造九条亭」に移徙したのが治承二年四月二十六日であった。この新造の邸が南宅に対する「北家」ではあるまいか。兼実は良通とともに北家に帰ったこと（寿永元年八月十六日）があつたから、九条には北と南に邸があつたと考えられる。あるいは広い九条邸の内に北邸と南邸とがあつたのであろう。なお、良通の死後は北の方に良経は住んだらしい。正治二年七月十三日に良経の妻が死んだとき、兼実は南殿に渡るよう（北殿で良経妻が死去したためその様にふれると考えたためか）頻りに良経にすすめている（明月記・同日条）。なお、兼実邸についての考察は『玉葉索引——藤原兼実の研究』の他に、加納重文「明日記」の邸第（『日本古代学論集』昭五四・三）がある。